

2月の相談

弁護士による法律相談(要予約) 5(木)、19日(木)

時 13:30～16:20 所 市役所1階 相談室
予 1ヶ月前から 間 市民生活課 ☎22-1116
※内容により、お受けできない場合があります。※1人20分まで。

行政相談委員による行政相談 10日(火)、24日(火)

時 9:30～11:30 所 市役所2階 207会議室
間 市民生活課 ☎22-1116 ※1人20分まで。

司法書士による法律相談(要予約) 27日(金)

時 14:00～16:00 所 ひまわり会館
間 徳島県司法書士会 ☎088-657-7191 (相談予約電話)
※ご予約は2月2日(月)から ※1人30分まで。

消費生活相談(来所時は要電話) 平日

時 9:30～16:30 所 市役所2階
間 消費生活センター ☎24-3251

特設人権相談 4日(水)

時 13:30～16:00 所 新野公民館、羽ノ浦公民館
間 人権・男女共同参画課 ☎22-3094

人権相談 20日(金)

時 13:30～16:00 所 ひまわり会館
間 人権・男女共同参画課 ☎22-3094

女性のための生き方なんでも相談(要予約)

日 3・10・17・24日 時 13:00～16:00
日 13・27日 時 10:00～12:00、13:00～16:00
所 市役所5階 相談室 予 随時
間 相談予約電話(人権・男女共同参画課) ☎22-0361

年金相談(要予約) 今月の相談日はありません

時 9:30～15:30 所 市商工業振興センター
予 相談日の前月1日から電話による完全予約制
間 徳島南年金事務所 ☎088-652-1511
※3月の相談日は5日(木)です。

不登校・ひきこもり相談(来所時は要予約) 平日

時 8:30～17:15 所 市役所1階
間 地域まるごとサポートセンター ☎24-8070

心配ごと相談 2日(月)、9日(月)、16日(月)

時 10:00～15:00 所 ひまわり会館1階
間 社会福祉協議会 ☎23-7288

空き家・空土地有効活用相談会(要予約) 10日(火)

時 10:00～12:00 所 市役所2階 市民交流ロビー
予 6日(金)までに
間 徳島県宅地建物取引業協会阿南・海部支部 ☎070-1736-6753または住宅課 ☎22-3431

中小企業の経営相談会(要予約) 19日(木)

時 10:15～18:00 所 光のまちステーションプラザ
予 前日までに徳島県よろず支援拠点へ
間 徳島県よろず支援拠点 ☎088-676-4625
または商工戦略課 ☎22-3290

日 開催日 時 時間 所 場所 予 約受付 間 問い合わせ先

2月の夜間・休日診療

軽症でも急いで治療の必要がある場合、次の医療機関で受診できます。
●休日昼間 9:00～17:00

日	医療機関名	所在地	問い合わせ
1日	阿南市夜間休日診療所	宝田町 ☎28-6200	
8日	阿南市夜間休日診療所	宝田町 ☎28-6200	
11日	阿南市夜間休日診療所	宝田町 ☎28-6200	
15日	宮本病院	羽ノ浦町 ☎44-4343	
22日	阿南市夜間休日診療所	宝田町 ☎28-6200	
23日	羽ノ浦整形外科内科病院	羽ノ浦町 ☎44-6111	

※必ず事前に当番医療機関に電話で確認してから受診してください。
当日変更する場合があります。

●夜間(毎日)の当番 18:00～22:00(日曜祝日は17:00～)

当番医療機関の問い合わせは

阿南市消防本部 ☎22-1120

音声案内 ☎22-9999まで

または阿南市医師会ホームページをご覧ください。

※阿南市夜間休日診療所は健康づくりセンター内にあります。

●小児救急医療体制

受入日や時間帯は徳島県ホームページ「医療とくしま」にてご確認ください。

防災行政無線の自動電話応答サービス ☎28-9000

防災行政無線からの放送内容を電話で確認することができます。通話料は利用者の負担になります。

2月の市税

■固定資産税(1期、全期)の口座振替をご希望の方は、3月5日(木)

軽自動車税種別割の口座振替をご希望の方は、4月6日(月)までに指定金融機関の窓口へお申し込みください。

2月の延長・日曜窓口

市税の納付および分納等の納税相談を受け付けています。

※課税内容のご相談については、平日開庁時間内に対応しています。

延長窓口 18日(水) 17:15～19:15
正面玄関からお越しください。

日曜窓口 22日(日) 8:30～17:00
東玄関からお越しください。

問い合わせ 税務課納税係 ☎22-1792

2月の平日延長窓口

4日(水)、18日(水) 17:15～18:15

●住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本(広域交付は除く)、身分証明書、所得証明書、所得課税証明書、市・県民税公課証明書、軽自動車税納税証明書の交付

(※時間延長時は、住民異動・印鑑登録・申告等は行っていません)

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

公共下水道受益者負担金

納期限 分割納付の第3期 3月2日(月)

問い合わせ 下水道課 ☎22-1796